

阿南工業高等専門学校無料職業紹介業務運営規則

(平成16年4月1日)

(規則第73号)

(本校の行う職業紹介事業)

第1条 阿南工業高等専門学校(以下「本校」という。)は、職業安定法第33条の2の規定に基づき、本校の学生、卒業生及び修了生並びに退学した者(以下「学生等」という。)についての無料の職業紹介事業を行う。

(職業選択の自由)

第2条 職業紹介事業は、職業選択の自由を尊重し、これを行わなければならない。

(求人者の申込み)

第3条 本校は、次の各号に掲げる場合を除き、いかなる求人者の申込みも、これを受理する。

- (1) 申込みの内容が法令に違反する場合
- (2) 法令により明示が義務づけられている労働条件を明示しない場合
- (3) 賃金、労働時間等の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不相当である場合
- (4) その職業が教育上不相当と認められる場合

2 求人者の申し込みは、所定の文書によるものとする。ただし、これによりがたいときは便宜の方法によって申し込むことができる。

3 求人者は求人申し込みの際、業務の内容、賃金、労働時間その他の労働条件を明示しなければならない。

(求職者の申込み)

第4条 本校は、学生等のいかなる求職者の申込みについても、これを受理する。ただし、その申込みの内容が法令に違反するときは、その申込みを受理しない。

2 学生等は、求職者の申込みに当たり、就職相談票に必要事項を記入しなければならない。

(紹介)

第5条 本校は、求職者の申込みを行った学生等(以下「求職者」という。)に対して、教育課程等を勘考し、その能力、性格等を考慮して、最も適合する求人者を紹介し、求人者に対しては、その雇用条件に適合する求職者を紹介するよう努めるものとする。

2 本校は、職業紹介に当たり、求職者に対し、その者が従事すべき業務の内容及び賃金、労働時間その他の労働条件を書面で明示しなければならない。

3 本校は、求職者を求人者に紹介するときは、紹介状を発行するものとする。

4 本校は、労働争議に対する中立の立場を維持するため、同盟罷業又は作業所閉鎖の行われている事業所に対しては、求職者の紹介を一時中止する。

(報告)

第6条 求人者は、紹介を受けた求職者の採用又は不採用を決定したときは、速やかにその結果を本校に報告するものとする。

(指導)

第7条 本校は、求職者に対して、雇用情報等を提供し、必要な指導を行うことにより、

求職者がその適性、能力等にふさわしい職業を選択することができるよう努めなければならない。

- 2 本校は、求人者に対して、雇用情報等を提供し、必要な指導を行うことにより、求人者がその職務に適合する求職者を雇用できるよう努めなければならない。

(職業紹介業務の担当者)

第8条 校長は、職業紹介事業に関する業務をキャリア支援室長、専攻科及び各コースの就職担当教員に代行させるものとする。

- 2 前項に掲げる事務処理は学生課において行う。

(求職者の個人情報の取り扱い)

第9条 求職者の個人情報の収集、保管及び使用は、職業紹介業務の遂行に必要な範囲内で、これを行わなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、求職者の個人情報の管理については別に定める。

(秘密厳守)

第10条 職業紹介業務に関して、求職者、求人者その他の者から知り得た求職、求人者の個人情報(求人者が法人である場合には、当該法人に関する情報)は、すべて秘密とし、これを漏らしてはならない。

(均等待遇)

第11条 職業紹介に関し、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地等を理由として、差別的取扱をしてはならない。

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 阿南工業高等専門学校無料職業紹介業務運営規程(昭和42年2月22日規程第2号)は、廃止する。

附 則

この規則は、平成29年2月8日から施行する。